



平成26年11月10日

各 位

会社名 虹 技 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 堀田 一之
(コード 5603 東証第1部)
問合せ先責任者 取締役経理部長 谷岡 宗
(TEL 079-236-3221)

平成27年3月期第2四半期報告書提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成26年10月31日付の「不適切な会計処理がなされた可能性の判明、第三者委員会設置及び四半期報告書の提出の見込みに関するお知らせ」にて、四半期報告書の提出期限の延長につき、承認申請を行う予定であることをお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、近畿財務局へ企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、下記のとおり提出期限延長の承認申請書の提出を行うことについて決議し、提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成27年3月期第2四半期報告書

2. 延長前の法定提出期限

平成26年11月14日

3. 申請を受けようとする提出期限

平成26年12月15日

4. 提出期限延長申請の理由

平成26年10月上旬、当社内部監査室の調査によって、一部事業部門の製造グループ員による不適切な会計処理がなされた可能性があることが判明いたしました。

具体的には、不適合品（社内不良）の発生の隠ぺいおよび予定生産量の達成のために、棚卸資産の計上区分の改ざんが行われた可能性があるというものであります。

当社は、現在、平成27年3月期第2四半期の決算に係る監査手続（レビュー手続）中のところでしたが、上記事象の判明を受け、事実関係解明後の追加的な監査手続（レビュー手続）が必要となりました。

また、現在行っている調査の客観的かつ公平な立場から本件に関わる事実関係の調査・究明のため、当社と利害関係のない専門家による第三者委員会の設置を平成26年10月31日の取締役会において決議いたしました。今後、第三者委員会の調査を受け、不適切な会計処理に関する業績に与える影響額の確定、四半期報告書の作成、当該会計監査人のレビューの受領等の手続きがあり、業績に与える影響が過去にわたってある場合には、遡って決算の訂正を行う必要があります。このような状況の中、全容解明には時間を要することから四半期レビュー報告書の受領がずれ込む見込みとなりましたので、当該四半期報告書の提出期限の延長につき、承認申請を行うものであります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにご報告いたします。

また、提出期限延長の申請が承認された場合には、当社は期限までに四半期報告書を提出できる見込みであります。

株主の皆様をはじめ関係者各位には、多大なご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上